

特 記 仕 様 書

本特記仕様書は、千葉市（以下「発注者」という。）が受注者に対し委託する管理用道路及び周辺道路清掃等業務委託に適用する。

本特記仕様書の用語ならびに記載されていない事項は「公園緑地維持標準仕様書（千葉市都市局公園緑地部）」（令和6年1月）を参考とする。

また、本特記仕様書は業務の基本的な内容を示すものであり、状況に応じ本書に記載されていない事項であっても受注者は、発注者が業務遂行上必要と認める作業は実施するものとする。

1. 委託名 管理用道路及び周辺道路清掃等業務委託
2. 委託場所 千葉市若葉区中田町外
3. 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

4. 業務内容

本業務における道路清掃とは道路両脇の幅1.7m範囲での清掃・ごみ拾いとし、生じたごみ等を収集することをいう。

側溝清掃は側溝に溜まった落ち葉、土砂等の堆積物を排水良好な状態まで取り除き、堆積物を廃棄物埋立管理事務所内の指定場所まで集積することをいう。

除草・草刈りは指定範囲内に繁茂している雑草類をカマ、その他の機具を用いて、地際より丁寧に刈り取ることをいう。この際に発生するごみを植物系ごみとする。

本業務にあたっては、ごみ及び植物系ごみ等の飛散防止措置をとること。

（1）中田最終処分場管理用道路及び周辺道路清掃

- ・管理用道路内は、別紙図1に示す範囲内のごみ拾い、除草・草刈り、植物系ごみの収集処分、ならびに側溝清掃を行う。
- ・図1に示す周辺道路の清掃を行うこと。

また、一部区間では道路清掃に加え、側溝清掃を行う。

・ごみ等の収集にあたっては、それぞれ可燃ごみ、不燃ごみ、処理困難物等に分別すると共に運搬にあたっては飛散防止等の措置をとるものとする。それらの収集物は廃棄物埋立管理事務所の指定する一時保管場所へ、それぞれの区分に応じて集積する。

集積にあたっては、保管場所の整理等を行うと共に飛散防止等の適正保管のための措置を取ることとし、具体的方法については、適宜、市の判断を仰ぐものとする。

(2) 下田最終処分場の周辺道路清掃

- ・ 図2に示す周辺道路の清掃を行うこと。
- ・ 収集したごみ等は(1)と同様に処理する。

5. 作業面積

道路清掃の総延長	13,848m
除草・草刈りの総面積	2,624m ²
側溝清掃の総面積	2.2a

6. 作業時期

(1) 道路清掃の実施回数及び時期

- ・ 3回/年とし、実施時期は原則8月～9月、12月、翌年3月とする。

(2) 除草・草刈りの実施回数及び時期

- ・ 1回/年とし、実施時期は8月～9月とする。

7. 機材等

- ・ 業務に必要な機材、人員等は全て受注者の負担とする。

8. 注意事項

(1) 関係法令を遵守するとともに、常に安全を心掛け処分場に隣接する土地の所有者に対し、迷惑等の掛からないように注意すること。

(2) 作業従事にあたり、熱中症対策等を必ず実施すること。

(3) 処分場及び調整池の周辺道路、側溝等に飛散した草等は清掃すること。

(4) 発生する植物系のごみは(株)グリーンアース 千葉キャピタルバイオマスセンター (中央区生実町2662-1) またはプランツプラス(株) (若葉区小間子町1-48) へ持ち込むこと。

※処分先の変更を希望する場合は、監督職員と協議することができる。

9. 疑義

- ・ 本特記仕様書に関し、疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者と協議して定める。